

平成 年 月 日

宇宙航空研究開発機構 機関誌 JAXA's への広告掲載申込書

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
契約部長 殿

(住所)
(名称)
(代表者名)

下記により、宇宙航空研究開発機構 機関誌 JAXA's への広告掲載を申し込みます。

記

| | |
|-----------|--|
| 広告掲載希望発行号 | JAXA's NO〇〇号 |
| 希望規格・費用 | <input type="checkbox"/> 1 P(378,000 円) <input type="checkbox"/> 1/2 ページ(189,000 円) <input type="checkbox"/> 1/4 ページ(94,500 円) ※発行サイズは A4 に限ります。ご希望の掲載企画にチェックを入れてください。 ※上記価格は消費税 (8%) 込みの価格となります。 ※広告原稿を JPEG ファイルにより承諾書受領後速やかに JAXA 広報部へ提出してください。 ※広告掲載媒体「JAXA's」p16-p17 内の JAXA が指定する所定位置とします。 |
| 申込者連絡先 | (所属) (担当者氏名) (電話番号) (e-mail) |
| 請求書宛名・送付先 | (宛名) (送付先住所) |
| 申込の条件について | I. JAXA が発行する承諾書を以て契約成立といたします。 II. 以下の項目に該当する場合はお申し込みができません。確認後IIIの誓約に関する事項にチェックをお願いします。 <ol style="list-style-type: none">1. 広告の内容が「宇宙基本法」及び「宇宙航空研究開発機構法」の趣旨、法令その他規則等に反する場合。2. 広告原稿提出後に著しい修正が必要となる場合。3. 広告が公共性、若しくは中立性または品位を損なう場合。4. 政治性、宗教性または思想的なもの。5. 公序良俗に反する場合。6. たばこ、ギャンブル等に関するもの。7. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかとなったとき。8. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかとなった場合。9. JAXA 事業と関係のない個別の商品宣伝と認めたもの。 ※コスモード商品に関しては別途調整10. 競争参加資格 (全省庁統一資格) の有効期間が失効したとき。 ※競争参加資格の写しを添付すること。11. 現在、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく指名停止を受けている。12. 破産者で復権を得ない者13. 現在、JAXA の規定による競争参加資格停止措置を受けている、又は取引停止等の措置を受けている。 III. 誓約に関する事項 <input type="checkbox"/> 標記業務を申し込むにあたり、上記に該当しないことを誓約するとともに、別紙約款に合意いたします。 |

以上

宇宙航空研究開発機構 機関誌JAXA's 広告掲載約款

第1条 (趣旨)

本約款は、宇宙航空研究開発機構（以下、「乙」）が発行する「JAXA's」への広告掲載について、必要な事項を定めるものである。

第2条 (定義)

本約款において「広告」とは、商品やサービス、事業などの情報を商業上の目的で宣伝するため、その広告主（以下、「甲」という。）が作成した、社名、写真、イラストレーション、ロゴタイプ等を表示したものをいう。

第3条 (広告掲載料の額及び支払)

広告掲載料は、下表の額とする。

| 広告掲載規格 | 金額 (消費税込み) |
|-----------|------------|
| A4 1ページ | 378,000円 |
| A4 1/2ページ | 189,000円 |
| A4 1/4ページ | 94,500円 |

- 乙は広告掲載した媒体「JAXA's」を発行した後、甲に対して広告掲載料の請求をすることができる。甲は、乙が指定する金融機関口座に、乙の請求書発行日の翌月末日までに広告掲載料を銀行振込みにより支払うものとする。期限内に支払わない場合、期限満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ当該未払金額に対し、年利6%の率を乗じて計算した遅延損害金を支払うものとする。振込みにあたっての手数料は甲が負担するものとする。
- 前項により計算した遅延損害金の額が、10,000円未満であるときは遅延損害金の支払を要しないものとし、また、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。
- 前項の規定により支払われた広告掲載料は返還しないものとする。

第4条 (広告内容の留意事項)

広告のデザイン及び内容等がJAXA's 記事と混同する恐れのある表現、またはJAXA事業と誤認させる恐れのないこと。

第5条 (権利義務の譲渡)

甲はこの契約に係る一切の権利、または義務を第三者に譲渡または承継させてはならない。

第6条 (第三者損害)

乙は本契約の目的物について、第三者の権利を侵害しないよう適切な措置を講じる。

- 甲及び乙は、本契約の履行に起因又は関連して、第三者に損害を及ぼし又は第三者との間に紛争を生じたときは、自らの責任と費用でこれを解決する。

第7条 (契約の解除等)

甲又は乙は、天災地変その他双方の責に帰すことのできない事由により本件業務の実施が不可能又は著しく困難になった場合には、いずれの当事者も本契約を解除することができる。この場合、いずれの当事者も、第6条の規定にかかわらず、当該解除に伴い生ずる一切の損害について、相手方に損害賠償を請求することができない。

- 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約を解除することができる。この場合、相手方に対し損害等の賠償等を請求することを妨げられない。ただし、第6条第2項の規定に従うものとする。
 - 本契約の締結又は本契約に基づく義務の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - 申込書規定の申込の条件を満たさなくなったとき
 - 故意又は過失によって本件業務の実施を不可能ないし著しく困難にしたとき
 - 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがあった場合、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申

- 立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合、その他信用状態の著しい悪化を生じたとき
- (5) 解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、本契約に基づく義務の履行が著しく困難になったと見込まれるとき
 - (6) 前5項に規定するほか、本契約に違反し、当該違反を是正すべき旨を書面により催告した後30日以内にこれが是正されないとき

第8条（管轄裁判所）

本契約に係る紛争に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第9条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約の締結及び実施によって得られた相手方の秘密を第三者に開示・漏洩してはならず、また、本件業務の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの
- (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの
- (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
- (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの
- (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの

2 乙は、本契約の件名、金額、契約相手方及びその他必要な情報を公表することができる。

第10条（契約外の事項）

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ別途定めるものとする。